

パラアスリート育成支援事業補助金交付要綱

(総則)

第1条 一般社団法人岐阜県障害者スポーツ協会（以下「本会」という。）は、パラリンピックをはじめとする国際大会等（以下「パラリンピック等」という。）を目指す選手・団体を育成、支援し、以て本県選手の競技力向上を図るため、パラアスリート育成支援事業（以下「アスリート支援」という。）補助金を交付するものとし、その交付に関して必要な事項を定める。

(補助対象事業等)

第2条 補助対象事業は次のとおりとし、その他必要な事項は各事業の要領に定める。

- (1) 大会等出場選手支援事業
- (2) 競技用具等購入支援事業
- (3) パラスポーツ競技団体育成支援事業
- (4) 指導力向上支援事業

(補助対象者)

第3条 補助金を交付する対象者（以下「補助対象者」という。）は、以下のとおりとする。

- (1) 本県に住所を有し、又は本県内の施設及び学校等に通所、入所並びに在学している選手・団体
- (2) 本県を活動拠点とし、概ね1ヶ月に1回以上、通算して1年以上、当該競技に係る活動をしている選手・団体等
- (3) 前項に規定する選手・団体を支援する指導者及びクラブ等
- (4) その他、審査会が適当と認めたもの。

2 岐阜県が実施する「パラスポーツ清流アスリート強化事業」において強化指定を受けた選手等については、第2条第1号に規定する事業は原則対象としない。

(補助対象経費等)

第4条 補助対象となる経費は、事業毎に定める要領による。

- 2 会計に関する取り扱いは、各基準に則り、適切に処理すること。
- 3 各事業に係る経費の収支を明らかにした書類及び領収証等証拠書類の原簿については、事業を実施した翌年度以降5年間保存し、本会が必要と認めた場合は一時提出するものとする。
- 4 領収証等の証拠書類については、用途が明確に分かるよう、日付け、用途、品目及び個数等の明細が明らかである（記載されている）こと。
- 5 交付の対象となる事業以外に補助金を使用又は流用した場合は、交付額の全部又は一部を取り消し、返還を命ずることがある。

(補助金の交付申請)

第5条 アスリート支援補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、アスリート支援補助金交付申請書（第1号様式）に、その他関係書類を添えて、指定し

た期日までに本会会長（以下「会長」という。）宛に提出しなければならない。

2 交付申請は、申請者が行うものとする。

（補助金の交付決定）

第6条 補助対象者及び補助金の額については、別に定める審査会で審議のうえ、決定する。

2 会長は、審議した結果を申請者に通知するものとする。

（状況報告）

第7条 補助対象者は、会長が必要と認めた場合にはその指示に従い、事業遂行状況を報告しなければならない。

2 交付決定を受けた事業を中止する（取下げる）場合は、速やかに、パラアスリート育成支援事業中止（取下げ）届出書（第2号様式）を提出しなければならない。

（実績報告）

第8条 補助対象者は、事業完了の日から起算して30日を経過した日、又は当該年度3月31日のいずれか早い日までに、アスリート支援補助金実績報告書（第3号様式）（以下「報告書」という。）を会長宛に提出しなければならない。

2 報告時には、証拠書類のコピーを添付するものとする。

（補助金の交付及び額の確定）

第9条 会長は、報告書の内容を精査し、額の確定を行い、補助対象者に通知するものとする。

2 補助金は、原則、前項の規定による額の確定後に交付する。但し、会長が事業の遂行上必要と認める場合は、概算により交付することができる。

3 補助金については、アスリート支援補助金請求書（第4号様式）の受理後、30日以内に支払うものとする。

4 補助対象者は、第2項に規定する概算交付を受けた場合において、事業の実績額が概算交付額を下回ったときは、その差額について速やかに本会へ返金するものとする。

（その他）

第10条 各事業の実施に関する事項については、別に定める要領によるものとする。

2 その他、この要綱及び各要領に定める以外の事項については、その都度協議する。

附 則

この要綱は、平成27年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年度分の予算に係る補助金から適用する。